

# SSBJ 基準の適用範囲や保証制度の整備

サステナビリティ情報への保証の実施者は監査法人に限定されない

金融調査部

研究員

藤野 大輝

## [要約]

- 2026年1月8日に「金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告」(サステナビリティWG報告)が公表された。
- サステナビリティWG報告では、時価総額1兆円未満5,000億円以上の企業に対して2029年3月期からSSBJ基準の適用を義務化することや、SSBJ基準の適用に関して有価証券報告書の提出時期の延長を行わないこと、サステナビリティ情報に対する保証の担い手を監査法人に限定せず、登録制とすることなどが示された。
- 時価総額5,000億円未満のプライム市場上場会社へのSSBJ基準の適用と第三者保証の導入など、今後も検討が必要な論点は少なくない。国内外の議論や実務のフォローアップを継続的に行い、必要に応じた制度整備を柔軟に実施していくことが期待される。

## 1. はじめに

わが国では、SSBJ（サステナビリティ基準委員会）の基準の適用や、サステナビリティ情報に対する保証制度の導入に向けて、金融庁に金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（以下、サステナビリティ WG）が設置され、2024 年 3 月から審議が行われていた。

2025 年 7 月 17 日には「金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ中間論点整理」（以下、中間論点整理）が公表され、SSBJ 基準に沿った開示を有価証券報告書で義務付けることが適当であるとされたほか、セーフハーバー・ルールや第三者保証制度の導入に関する方針が示された<sup>1</sup>。一方、引き続きサステナビリティ WG で検討すべき事項も残され、下記の項目については 2025 年中を目途に結論を出すこととされて審議が行われていた。

- ✓ 時価総額 1 兆円未満 5,000 億円以上の企業への SSBJ 基準の適用開始時期
- ✓ 有価証券報告書の提出期限の延長
- ✓ サステナビリティ情報に対する保証の担い手

2026 年 1 月 8 日に、審議のとりまとめとして「[金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告](#)」（以下、サステナビリティ WG 報告）が公表された。本稿では、この概要について整理する（次ページ図表 1）。

## 2. サステナビリティ WG 報告の概要

### （1）SSBJ 基準の適用開始時期

中間論点整理では、東京証券取引所プライム市場上場会社のうち時価総額 3 兆円以上の企業、時価総額 3 兆円未満 1 兆円以上の企業に対して SSBJ 基準を適用することが適当とされた。これを受け、2025 年 11 月 26 日に公表された「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（案）（以下、開示府令等改正案）では、プライム市場上場会社であり、平均時価総額<sup>2</sup>が 1 兆円以上の企業は、有価証券報告書等の「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載に当たっては、SSBJ 基準に従うこととされた<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 中間論点整理について、詳しくは[拙稿「サステナビリティ WG の中間論点整理の公表」（2025 年 7 月 28 日、大和総研レポート）](#)を参照。

<sup>2</sup> 開示府令等改正案において、「平均時価総額」は、前事業年度から 5 事業年度前までの各事業年度末の時価総額を平均した値を指すとされた。

<sup>3</sup> 開示府令等改正案について、詳しくは[拙稿「開示府令の改正案が公表（2026 年から一部適用）」（2025 年 12 月 10 日、大和総研レポート）](#)を参照。

図表1 サステナビリティWG報告の概要

時価総額1兆円未満5,000億円以上の企業へのSSBJ基準の適用開始時期	➤ SSBJ基準の適用開始時期は2029年3月期とし、第三者保証の導入時期は2030年3月期とする
有価証券報告書の提出時期の延長	➤ 有価証券報告書の提出期限は現行制度を維持する（延長は行わない）
サステナビリティ情報に対する保証の扱い手	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 保証業務実施者を監査法人に限定せず、登録制とする（一定の登録要件を設ける）</li> <li>➤ 保証業務実施者が準拠すべき基準は国際基準との整合性が確保された基準とする</li> <li>➤ ローテーションルール、一定の非保証業務との同時提供禁止、守秘義務などの行為規制を設ける</li> <li>➤ 保証業務実施者へのモニタリングについて、当面の間は自主規制機関ではなく金融庁が行う</li> <li>➤ 保証業務実施者に対するエンフォースメントを整備する</li> </ul>

（出所）「金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告」（2026年1月8日）より大和総研作成

結論が出ていなかった時価総額1兆円未満5,000億円以上のプライム市場上場会社への適用について、サステナビリティWG報告でSSBJ基準の適用開始時期を2029年3月期とし、第三者保証の導入時期はその翌年（2030年3月期）とすることが適當とされた。その先の時価総額5,000億円未満のプライム市場上場会社への適用については、引き続き検討していくものと考えられる。また、SSBJ基準に沿ったサステナビリティ情報の開示を広げていくために、開示例の収集・公表等も行われていくと思われる。

## （2）有価証券報告書の提出時期の延長

SSBJ基準の適用や第三者保証に伴う負担を懸念し、サステナビリティ情報の第三者保証を受けた上で有価証券報告書を提出する場合には、その提出期限を現行の事業年度経過後3カ月以内から、4カ月以内に延長することを求める声があった。これについて、サステナビリティWG報告では、有価証券報告書の提出期限は現行制度を維持し、延長しないことが適當とされた。

なお、有価証券報告書は「やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内」（金融商品取引法第24条第1項）に提出することも認められている。サステナビリティWG報告

では、この点について、「企業内容等の開示に関する留意事項（開示ガイドライン）の改正により、SSBJ 基準に準拠した情報開示と保証制度の導入の初期の段階における承認プロセスを明確化し、個別的な対応として、延長承認の制度を柔軟に活用できるようにすることは、円滑な制度導入に資するものと考えられる」（p. 5）とされている。

### （3）サステナビリティ情報に対する保証の扱い手

サステナビリティ WG 報告では、第三者保証制度の基本的な考え方として、国際基準<sup>4</sup>と整合性が確保された基準に準拠して実施し、保証業務実施者は監査法人に限らないことが適当とされた（ただし、実務の蓄積を踏まえて引き続き検討していくことが望ましいともされている）。

これを踏まえ、保証業務実施者を登録制とし、国際基準と整合性が確保された基準に準拠した保証が提供される場合、監査法人・監査法人以外の者のいずれも、登録要件を満たす場合は登録可能な制度とすることが考えられている。登録制度の具体的な内容は以下の通りである。

#### ①保証範囲・水準、保証基準

制度設計に当たって、保証範囲、保証水準は中間論点整理で示されていた通り、下記の通りとされた。また、保証業務実施者が準拠すべき基準については、企業会計審議会において審議し、結論を出すことが適当とされた。

- ✓ 保証の対象とする情報の範囲は、当初 2 年間は Scope1 及び Scope2 の温室効果ガス（GHG）排出量に関する情報、ガバナンス、リスク管理とする
- ✓ 保証の水準は限定的保証<sup>5</sup>とし、合理的保証への移行は検討しない

#### ②登録要件

保証業務実施者に求められる体制整備に関して、以下のような事項を登録の要件として求めるべきとされた。

- ✓ 保証業務を実施する責任者（業務執行責任者）がサステナビリティ情報の開示・保証に必要な専門的知識・経験及び能力を有すること
- ✓ 業務執行責任者を十分確保すること、その他十分な業務従事者が配置されること
- ✓ 品質管理部門又は品質管理に主として従事する者を設置することや、個々の保証業務に携わるチームが行った重要な判断及び到達した結論についての客観的評価を実施する審査担当者が十分確保されていること
- ✓ 「法人」であることや、一定の資本金や出資金など財産的基礎

<sup>4</sup> 国際基準には、IAASB（国際監査・保証基準審議会）の ISSA5000（国際サステナビリティ保証基準）、ISQM1（国際品質マネジメント基準第1号）、IESBA（国際会計士倫理基準審議会）の IEssa（国際サステナビリティ倫理・独立性基準）が当たるとされている。

<sup>5</sup> 限定的保証は合理的保証と比較して、実施される手順の性質、時期、範囲が限定的な保証業務を指す。

### ③行為規制

保証業務実施者に求められる行為規制について、財務諸表監査における規定を参考に、まず癒着や馴れ合いを避けるために、少なくとも業務執行責任者に対して、一定期間で同一企業に対する保証業務を外れること（ローテーションルール）を求めるべきとされた。

また、利益相反がないように、保証業務実施者が、サステナビリティ情報の作成業務を提供した企業や、自らが出資する企業などに対する保証業務の提供を禁止すべきとされた。

さらに、保証業務に関与する者は保証業務の実施過程で秘密事項を知り得る立場にあることから、守秘義務を規定し、正当な理由なく業務上取り扱ったことに関して知り得た秘密を他人に漏らす行為やこれを濫用する行為を禁止すべきとされた。加えて、保証業務を通じて、有価証券報告書等において開示が求められるサステナビリティ情報の適正性の確保に影響を及ぼすようなおそれがある事実を発見し、それが企業において是正されない場合、当局へその旨を通知することなどを求めることも考えられている。

### ④検査・監督等

保証業務実施者に対する第三者によるモニタリングは必要となる。そのモニタリングは実務を踏まえた専門的な知見を提供できる自主規制機関に委ねることが望ましいと考えられている。しかし、サステナビリティ情報の開示・保証実務は発展途上である。実務やそれに合わせた当局による検査・監督実務の蓄積も踏まえながら、自主規制機関のあり方を検討することが望ましいものであり、当面の間は自主規制機関ではなく、金融庁において検査・監督すべきとされた。

### ⑤エンフォースメント

保証業務実施者に対して実効性のあるエンフォースメントを整備することは重要であり、行政上、民事上、刑事上のエンフォースメントについてサステナビリティWG報告で整理された。

まず、行政上のエンフォースメントについては、保証業務実施者が有価証券報告書等に記載されたサステナビリティ情報について虚偽があるにもかかわらず虚偽がないと保証した場合などについて、行政処分（業務改善命令、業務停止命令等）に関する規定やこれら行政処分に係る調査の手段として報告徵求命令等の規定を整備する必要があるとされた。

加えて、保証業務実施者に対する課徴金制度を設けるべきとされた。具体的には、「①相当の注意を怠ったことによる虚偽の保証は保証業務実施者の報酬相当額を課し、違反行為を効果的に抑止する観点から、②故意による場合は保証業務実施者の報酬相当額に1.5倍を乗じた数とすることが考えられる」（p. 10 脚注25）とされた。

続いて、民事上のエンフォースメントについては、「保証業務実施者においてサステナビリティ情報の記載が虚偽であり又は欠けているにもかかわらず虚偽でなく又は欠けていないもの

として保証した場合に関して、故意又は過失がなかったことの立証責任が保証業務実施者に転換された民事責任を規定すべき」(p. 10) とされた。

ただし、サステナビリティ情報を開示する企業に対しては、当該サステナビリティ情報に間違いがあった場合におけるセーフハーバー・ルールが設けられる見込みである。2025 年 12 月 26 日に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」では、企業が開示する非財務情報のうちの将来情報、見積り情報、統制の及ばない第三者から取得した情報の合理性が確保されていると認められる場合には、有価証券報告書等の虚偽記載等について、民事責任を負わず、課徴金納付命令等の対象にならないものとされた<sup>6</sup>。これを受け、サステナビリティ WG 報告では、企業にセーフハーバー・ルールが適用される場合、保証業務実施者においても上記の民事責任を負わないものとすることが適当とされた。なお、先述の課徴金制度についても同様に、企業にセーフハーバー・ルールが適用される場合、課徴金を課さないことが適当とされた。

最後に、刑事上のエンフォースメントについては、守秘義務が言及されている。公認会計士法上、公認会計士及び監査法人の従業員等が守秘義務に違反した場合、2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金が科される（公認会計士法第 52 条）。保証業務実施者に対しても、同様の罰則規定を設けるべきとされた。

#### ⑥その他（任意の保証・保証業務実施者に関する開示）

企業が開示するサステナビリティ情報について任意で第三者保証を受ける場合も想定される。サステナビリティ WG 報告では、この任意の保証が下記の全てを満たすような場合にはサステナビリティ情報の第三者保証制度に基づく保証と同様に、有価証券報告書等へ保証報告書を添付できることとするのが適当とされた。

- ✓ SSBJ 基準に準拠して作成されたサステナビリティ情報に対するものである
- ✓ 登録された保証業務実施者によるものである
- ✓ 登録された保証業務実施者が遵守すべき保証基準に沿ったものである

一方、これらの要件を満たさない場合は、投資家を誤認させないよう、有価証券報告書等へ保証報告書の添付を認めるべきではないとされた。仮に有価証券報告書等に任意の保証を受けた旨を記載する場合は、例えば、保証業務実施者の名称、登録の有無・準拠した基準や枠組といった情報、保証の結論、サステナビリティ情報の第三者保証制度に基づく保証ではない旨などの開示を求めるべきとされた。

また、有価証券報告書等では「監査の状況」において、会計監査の状況（監査法人等の名称や継続監査期間、選定理由など）や監査報酬の内容等の開示が求められている。サステナビリティ WG 報告では、これを参考に、企業に対して保証業務実施者の選任理由及び保証報酬を開示

<sup>6</sup> 「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」について、詳しくは拙稿「ディスクロージャーワーキング・グループ報告の公表」（2026 年 1 月 8 日、大和総研レポート）を参照。

することを求めることが考えられるとされた。

### 3. 継続的なフォローアップが期待される

サステナビリティ WG 報告の内容を受け、今後、時価総額 1 兆円未満 5,000 億円以上の企業への SSBJ 基準の適用について「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正が行われるものと考えられる。また、保証についても今回の報告に基づいた措置や審議が進められていくだろう。

しかし、今後も検討が必要な論点は少なくない。中間論点整理では、先述の 2025 年中を目途に結論を出す事項のほか、数年後を目途に結論を出す事項として時価総額 5,000 億円未満のプライム市場上場会社への SSBJ 基準の適用と第三者保証の導入が挙げられていた。企業の実務を見ながら引き続き検討が行われていくものと考えられる。

また、SSBJ 基準の適用に当たって、有価証券報告書の提出期限の延長は導入されなかつたが、サステナビリティ情報の開示拡充に係る企業負担が懸念されている。有価証券報告書の定時株主総会前の開示（総会前開示）を求める声もある中、有価証券報告書を提出した企業について事業報告等の作成義務を免除する「開示書類の一本化」が検討されている<sup>7</sup>。加えて、「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（2025 年 12 月 26 日）では、2026 年春以降に有価証券報告書の記載事項の整理についても議論する予定であることが示された（詳しくは前ページ脚注 6 を参照）。企業負担の軽減に係る議論が今後注目される。

さらに、保証については中間論点整理において、その対象範囲を当初 2 年間は Scope1 及び Scope2 の GHG 排出量に関する情報、ガバナンス、リスク管理とすることとされていた。ただし、3 年目以降は国際動向等を踏まえ、今後検討することとされていた。

このように、サステナビリティ情報の開示・保証に関しては検討の途中であり、今後の動向によって考え方が変わってくる部分もあるだろう。その検討においては、国内外の議論や実務のフォローアップを継続的に行い、必要に応じた制度整備を柔軟に実施していくことが期待される。

<sup>7</sup> 総会前開示について、詳しくは藤野大輝、矢田歌菜絵「総会前開示の進展と今後求められる取組み」（2025 年 7 月 15 日、大和総研レポート）を参照。